

大阪市骨粗しょう症検診 要精検者受入協力医療機関参加基準

1. 骨粗しょう症検診の精密検査

大阪市骨粗しょう症検診で要精検（要精密検査）と判定された者に対して、必要な方法により骨粗鬆症の診断をおこなう。

2. 協力医療機関の参加基準

次の（１）、（２）両方の要件を満たすこと

（１）骨粗鬆症の診断に習熟した医師が勤務していること。

（２）腰椎・大腿骨近位部・橈骨いずれかの部位においてD X Aによる骨密度測定が可能であること

3. 料金

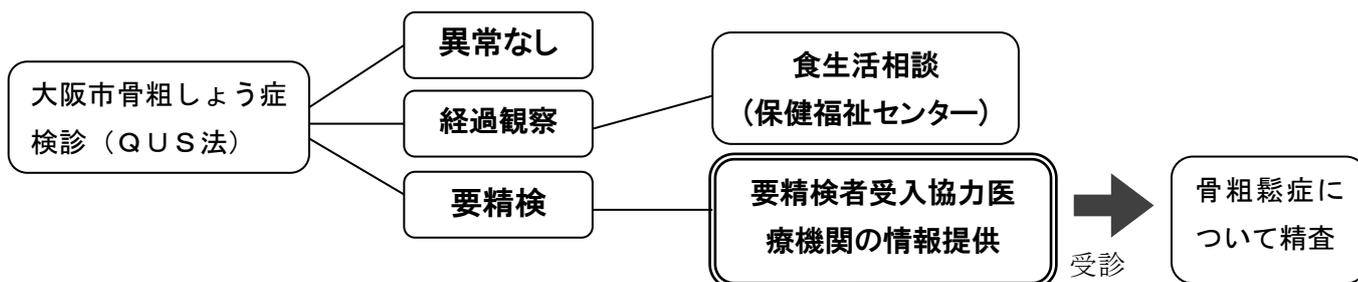
保険診療扱い

4. 協力医療機関参加の手順

- （１）新規登録は「大阪市骨粗しょう症検診 要精検者受入協力医療機関承諾書」を大阪市健康局健康づくり課へ提出する
- （２）登録期間は3年間とし、3年ごとに（１）を提出していただく事により更新手続きを行うこととする
- （３）精密検査の対応が困難となった場合は速やかに大阪市健康局健康づくり課へ辞退届を提出する

連絡先：大阪市健康局健康推進部健康づくり課（成人保健）
大阪市北区中之島1丁目3番20号
TEL 06-6208-9943

5. 大阪市骨粗しょう症検診の流れについて



※受診時に検診結果の通知を持参していただく